

京都府文化財保存活用大綱の検討状況について

令和元年 12 月 19 日
文化財保護課

現在策定を進めております京都府文化財保存活用大綱（中間案）について、パブリックコメントを実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 意見募集期間

令和元年 11 月 7 日（木）～11 月 28 日（木）

2 意見数及び主な意見

(1) 意見提出者数（意見数） 28 名（42 件）(2) 主な意見（意見数）

ア 文化財の保護の関係（19 件）

- ・ 文化財の指定等を行うことにより、一般の人がその重要性を理解しやすくなる。
- ・ 指定されると不自由だと考えている所有者に対しては、文化財の保存への理解を深めるため、指定等のメリット・デメリットを明確に伝えることが必要
- ・ 仏像等の盗難や放火を心配している。防犯カメラを取り付けたいが、経費もかかり、難しい。
- ・ 地域だけで文化財を守ることはむずかしい。補助金等の充実をお願いしたい。
- ・ 観光客が増えすぎて、文化財の破壊等が現実になっている。文化財の重要性を広く普及啓発していくことが大切である。
- ・ まちづくり、地域おこしに力を入れすぎると場合によっては、文化財の保存に支障をきたす恐れがある。
- ・ 文化財を継承していくには、多くの人々に保護、愛護の精神を培う必要がある。

イ 文化財の活用の関係（11 件）

- ・ 文化財の活用によって、どのように地域を活性化していくかが課題
- ・ 地域の文化行事に合わせ、個人や社寺所有の文化財の展示公開はできないか。
- ・ 将来的に文化財を有意義に活用する為のアドバイスをいただきたい。
- ・ 地域の歴史や文化を小・中・高等学校等での教育に取り入れていくことが重要
- ・ 社寺の文化財を公開する場合、単なる観光ではなく、信仰の対象であり、また、文化財に触れる機会であるとの認識を、来観者に理解していただくことが必要

ウ その他（12 件）

- ・ 小規模な市町村では、文化財の専門職員の確保・育成は難しい。府の支援が必要

3 今後のスケジュール

R元. 12 月	専門家会議（最終）
2. 2 月議会	最終案報告
3 月	教育委員会で議決 ⇒ 策定

「京都府文化財保存活用大綱」（中間案）に対する御意見

1 文化財の保護の関係（19件）

(文化財の調査・指定)	
1	指定、登録を受けるだけでなく、一度、こちらから提示するものを総合的に文化財的価値があるかどうか調査いただきたいと思ひます。お墨付きをいただくと保存、管理しやすくなります。
2	私の周辺の寺々にも平安時代の古い仏像等がありますが、大半の住職が「文化財に指定されれば寺が不自由になりゆくゆくは国にとられるから、指定されないように努めている」という声をよく聞きます。私はそんなことはないと話して、私共の経験を話しています。もっと指定のメリット、デメリットを明確にして劣化したりしないよう進めていただけたらと思ひます。
3	文化財を維持、管理する上で、指定、登録等のお墨付きをいただくことはありがたいことです。そうすることで、一般人にも物件の重要性がわかり、保存への理解が進むからです。是非進めて下さい。
(文化財の防災・防犯対策)	
4	今、一番心配しているのが、仏像等の盗難や放火です。寺坊として民間のセキュリティを依頼して行っていますが、支出も多く、防犯カメラをとりつけたいのですが、財政上むずかしい。
5	文化財修理を業務としている中、建造物装の修理場所が各業者に任せられ、防火、防犯等に変な気を使っています。
6	原子力災害における文化財の避難、保全についてもっと具体的に取り組むべきである。
(文化財の保護)	
7	古い道具や古文書は、講中の家に分散して保存しておりますが、家の代が変われば散逸する可能性があります。また、粗末な衣装ケースで保管している例もあり、どのように管理すれば良いのか、教えて頂きたいです。個人で保管すると、将来的な火事や盗難、紛失、損傷が心配である。
8	文化財の活用のためにはまず、修理保全、修理体制を整え、修理の人材・技術の育成をする。文化財を常駐でケアする人材の育成。病院のシステムに例えるなら修理業者を大病院と考え、それ以外に各施設にかかりつけ医のような存在を作る。
9	活用よりも文化財そのものが失われていくのをどう守るかが先決ではないでしょうか。急務なのは、劣化して朽ち果てていく文化財をどう守るか。疲弊する所有者をどう救うか。まずは「文化財保護」への規定や改善をお願いします。

10	文化財保存・活用ということですが、ややもすると「まちづくり」「地域おこし」での活用に重点がおかれているように思えます。 しかしこれらに力を入れすぎると場合によっては文化財の保存に支障をきたす恐れがあります。それだけでなく間違った認識を生みだすことが考えられます。又観光客が増えすぎるとの公害、遺跡の破損等が現実におこっています。文化財とはなにかということを広く教育してゆくことが第一であり、このための文化財の保存・活用であると考えています。
11	寺に隣接する高速道路の拡幅工事の計画があり、騒音も増大するものと思われます。そこで、静かな環境を保つ為にも、遮音壁の設置を要望しているのですが、なかなか聞き入れてくれません。騒音から文化財の環境を守るということも文化財保存の大きな責務ではないかと思っています
12	文化財保護法改正後の文化財の保存・活用が文化の発展のための取り組みであれば、文化財そのものの現状把握がなされ、現状維持のための対策や、補修・修復など文化財劣化への対策があり、所有者のひっ迫した文化財所有にかかる問題調査がなされることが必要だと思います。
13	多くの人々に現状の文化財を保護する意識が必要で、保護・愛護の精神を培ってからでないとその意識の継承、文化財そのものの継承すら難しいと思います。
(文化財の維持管理、修理事業にかかる所有者への助成)	
14	文化財の維持管理、保存継承の対策を早期に具体化願いたい。当家は景観重要建造物、文化財に指定され修復にも従事したが、補助金はおろか退職金まで使い果たし、これ以上の費用捻出は限界である。子どもたちの代も不可能である。せめて土地の相続税減免、固定資産税の軽減、補助割合の引上げなど税制措置を進めてほしい。
15	消防署より土蔵に火災報知器を設置するよう指摘されたが、負担額が大きく正直困っている。元々火気のない耐火造の建物に火災報知器の設置を指導されたが、負担額が大きく正直困っている。何か特例はないだろうか。
16	地域だけでの負担で文化財を守ることはむづかしい状況にあり補助金等の充実をお願いしたい。
17	過疎化・少子高齢化が一層進む中で、地域の貴重な文化財を将来にわたって保護していくためには、自助努力に限界がある。行政は維持管理に係る補助率を大幅に引上げて積極的に支援すべき。
18	指定文化財を所有していますが、文化財としての修理修復は、指定の業者で行うこととなり、高額です。自己負担額も多くなり、一般の方の寄進や信徒等による支援も期待できない状況の中、現状を維持していくのは大変です。
19	市民の意識の向上が何より大切であり、文化財修理の補助金の予算を増やし、修理等を実施しやすいようにしてほしい。

2 文化財の活用の関係 (11件)

(文化財の管理・活用)	
20	文化財を取り巻く現状と課題にあるとおり、高齢になったせいか、実際の地域の人間関係や交流、親交は日常の中にはなく、会話もない。そのため、地域の方々が文化財(家屋)への関心はあるように思えない。具体的にどのようにしていけばよいか、
21	市内各地域にスポットを当て、各地域の文化祭開催に合わせ、個人所有及び寺社所有等の美術品等の文化財展示をするなど、活用できないだろうか。
22	住職をしているので、村人から美術品を見て欲しいと言われることがある。地域で知られていない著名な方の作品を文化に興味を持たれているタイミングに合わせて公開できるようにしていくべきかと思えます。
23	貴重な文化財を守る為の諸費用の確保と文化財を有意義に活用できる環境が伴っていない。将来的に文化財を有意義に活用する為のアドバイスをいただきたい。
24	地域の文化財の保護・活用のためには、地域の文化財の綿密な調査を実施し、その文化的価値や文化財の意味について、地域住民が高い認識をもつように努めなければならない。又、文化財の維持活用と地域の活性化とは一体であり、地域の活性化が進まなければ、文化財の保護も衰退していく。文化財の活用によって地域を活性化していくことも重要な課題である。
25	文化財の所在する地域の人々にもっと文化財をPRすべきではないか。スタッフ全ては勿論、地域住民との連携を強め、地域全体で守る意識を持つ。
26	2「基本的な方針」について、文化財を保護や活用の対象としてだけでなく、一人ひとりのライフ・ワークに関わり、寄り添っていくものとしてとらえ、文化財を生かす多面性を強調してはどうかと思えます。具体的には、日常の風景やまちづくり以外にも、生涯学習や体験、健康(ウォーク)や福祉(心のケア)といった面、あるいは観光のみでなく関係人口といった面でもその価値を見出してみることです。
(文化財の普及啓発、人材育成)	
27	本来文化財は、人々に正しい歴史を知らせる生きた教材であり、その為に広く公開し、説明を加え、かつ保存してゆくものであります。歴史解明の手段として、又その結果を人々に伝え、正しい歴史認識をもつ人々を育成してゆく「人づくり」という教育の観点に、もっと力を注ぐべきです。
28	社寺の文化財を公開する場合、行楽では無く、宗教的施設・文化・作品に触れる機会であるという認識を周知する事が必要。教育の場としての側面を前に押し出し、同時に拝観者、観覧者を「お客様」と連呼することは止めるべきではないか。
29	伝承は地域の個々の家々にもあるはずであり、早晚失われてします。それを残すためには、オーラルヒストリーの手法を使って蒐集する必要があると考える。地域の文化財を保存・継承していくためには、小学校・中学校・高校での地域の歴史や文化についての教育が必要。無形のものや技術的なものについては同じものを伝える必要ななくて時代に応じて変化していくと思うが、いまの状態をDVDなどに記録しておくことは重要だと思う。

30	文化財に関する専門知識を有する人材の登用・育成が急務であります。修復・修理、保存に関するアドバイスができる専門知識を有する職員や、職人らの確保と育成が必要でもあります。専門的な知識や技術も必要であるので、数年単位での担当者変更はなるべく行わないで欲しいです。
----	---

3 その他 (12件)

(文化財保護指導委員ほか)	
31	さまざまな文化財保存・活用の実施にあたって、市町村の文化財保護委員や京都府の文化財保護指導委員がイニシアチブを発揮することができる措置を取るべきではないかと思えます。
(市町村への支援)	
32	小規模な市町村では、文化財の専門的人材の確保、育成は難しく、さらに、修理にかかる補助についても、厳しい財政状況にある。これらの状況を京都府ももっと把握すべきである。
33	文化財の活用の必要性や保存への取組が消極的と思える市町村があり、まずは文化財の所在する市町村がその意義を理解するべく京都府が指導すべきである。
(寄附)	
34	「ふるさと寄附金」を文化財保存に充てる仕組みがあるが、寄附した側はどのようにお金が使われているのか実感しにくいと感じる。「文化財保護寄附アプリ」のようなものをつくり、アイドルグループへの「推しメン」のように「推し文化財」を支援、寄附しやすくすれば、保存向上や情報拡散を一層はかることができるのではないだろうか。
35	文化財の保全にかかる費用は文化財所有者の大きな負担であり、その負担を軽減する仕組みを作ることを強く求める。広く民間から文化財擁護のための寄付、募金を募るべきである。また、文化財への寄付については免税、顕彰そのほかの優遇措置を講じるべきである。
(大綱の内容・表現について)	
36	大綱中間案を拝読した上で思いますが、文化財にかかわる主体は住民＝府民なのではないかということです。行政文書になじまないかとも思いますが、大綱に理念として国民主権を明示することは大切であると考えます。
37	「目指すべき将来像」について、標語は、文化財が適切に保護・継承されていることとしているが、本文は、今後の文化財保護行政は文化財の保存と活用により多くの地域の人たちがかかわる環境をつくりだしていくことと述べている。つまり、主語は文化財なのか、保護行政なのか。文化財の将来像はいつまでも生き続ける（輝き続ける）ことであり、そのために人は、文化財の価値を見出し、維持・継承し、さらに環境の変化に対応させていくのだと思えます。そして文化財保護行政は、その推進の手立てを講じることではないかと思えます。
38	大綱の性格上やむを得ないと思われるが、もう少し「文化財」の多様性に目配りが必要ではないか。同様に「文化財」を所持・保有・継承等の形態への目配りも必要ではないか。

39	第4章の内容について、策定の際に指針とすべき事項が抽象的な表現が多く、内容がつかみづらい為、具体例などを含めて頂きたいです。
40	大綱の意義・目的において、世界に誇る国際的歴史文化観光都市・京都に相応しい、メッセージの発信をしてはどうか。例えば、文化財の保存・活用に当たっては、すべての関係者が誇りをもって、総力で取り組むことが重要。国宝・重要文化財が非常に多い等々京都府の文化財の優れた特徴、強味等をしっかりと記述。施策は、短期・中期・長期等で区分し、優先順位を定めて、計画的・戦略的に、着実に実行していくことが重要。京都府の文化財を外国人も含めて、多くの人々に知ってもらうことを目的に「バイリンガルの（和英併記）京都府文化財紹介パンフレット（冊子）」を作成してはどうか。また、大綱もバイリンガルで発信してはどうか。！
41	【第5章】4（3）「世界文化遺産への新規登録への取組」について、新規登録だけでなく、既登録の「古都京都の文化的景観」の拡充も加えるべきです。
42	【第5章】1（4）「文化財所有者・管理者への支援」、（5）「防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化」について、個人所有者の高齢化や家族状況の変化に対応できるマネジメントを含めたソフトな支援体制が必要と考えます。ここには公共の信用力と民間やNPOの協力が欠かせないと思います。

